

2020年6月23日

札幌市選挙管理委員会 様

## 多くの有権者が投票できるような施策の実施を要望します

私たちは、日本の投票率の低さが日本の民主主義の危機であると考えています。過半数の有権者が投票しない現状は、選挙が公明かつ適正に行われているとは言えません。多くの有権者が投票できるようにし投票率を上げるための施策の実施が必要です。

申すまでもなく、公職選挙法第六条は、選挙管理委員会は、選挙が公明かつ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるものとして、選挙に関する啓発、周知の責任を定めています。

つきましては、以下の三点について要望しますので、次の選挙に間に合うように実施してくださいますようお願い申し上げます。ご検討の上、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

### 1. 有権者が投票しやすくなる手法の一つとして移動投票車等を運行させてください

投票率を上げるためには、投票所の数を増やし、近所に投票所があることによって有権者が投票所に行きやすくすることが必要です。しかし、投票所を増やすことは、行政の財政や人員配置の負担を考えると限界があると思われます。他方、投票者の負担を軽くし、投票しやすい環境をつくることは選挙行政として必要なことです。

昨今では、高齢者が増える中で生活協同組合などが移動販売車を運行させてその需要と供給に努めています。選挙においても、投票所に足を運ぶ制度だけではなく、投票所が近所にやって来るならば高齢者だけではなく家事を抱えている多くの人たちの投票負担が軽減されることになると考えられます。

つきましては、各区に1台の移動投票車を保有し、選挙期間中に何回か近所にやって来る仕組みを作ってくださいますよう要望いたします。車でなくとも自転車に小型投票箱を載せてやってきて構いません。

要は、投票率の向上を有権者の意識に頼るだけではなく、物理的にも投票しやすくなる環境の整備も必要であり、それはまた有権者の投票する権利の保障としてもなされなければならないものと考えます。

### 2. 選挙管理委員会として、「選挙割」、「投票割」などの取組みを積極的に働きかけてください。

ご存知のとおり、「選挙割」とは、選挙で投票に行くと協賛店舗で割引や特別サービスが受けられる仕組みのことで、投票所でお願ひするともらえるいわゆる投票済証明書、もしくは投票所と自分が一緒に写っている写真をスマホなどで対象店舗に見せるとその店の選挙割が受けられる取組みが全国各地で行われ若者間では人気になりつつあります。

札幌市選挙管理委員会をはじめ多くの市町村選挙管理委員会が、「投票所に来たことが確認できる紙片」を行政サービスとして発行しています。一般にその紙片は「投票済証明書」と呼ばれていますが、その「紙片」を活用して、「選挙割」、「投票割」の取組みが行われています。

若者の選挙離れが指摘されている中、選挙管理委員会が商工会議所や地元商店街組合などに働きかけ、多くの店舗が「選挙割」、「投票割」などの取組みを出来るようにしてください。

### 3. 地方自治体議会が学校などを訪問して、議会とは何かについての生徒との意見交換会を開催出来

るように働きかけをしてください

北広島市議会の議員で構成する議員懇談会は、議会とは何かについて議員と高校生との対話集会を開催しています。このような取組は、有権者が議会や議員を身近に感じる機会として貴重なものです。長野県飯田市では市議会が高校を訪問して生徒と対話する飯田市議会出前講座を取り組んでいます。選挙管理委員会としても教育委員会などにこのような場をつくることを働きかけてください。

また、選挙期間中に、選挙管理委員会が主催して、立候補者と有権者との対話の機会が数多く持てるような施策をきめ細かく多様に実施していただきますようお願いします。

以上

戦争させない市民の風・北海道/わくわく選挙づくりチー

ム

責任者 鈴木万里子

連絡先 事務局 小林 久公  
061-2273 札幌市南区豊滝2丁目9-6  
FAX 011-596-5848  
携帯電話 090-2070-4423  
Email: q-ko@sea.plala.or.jp